

伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成25年4月19日(金) 午前9時00分から10時15分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (219人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 8番 9番

10番 11番 12番 13番

14番 15番 17番 18番

19番

4. 欠席委員 (2人)

欠席者 7番 16番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

17番委員 182番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農業委員会が定める別段の面積(下限面積)〔改正農地法第3条第2項題号〕」の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興長 振興係書記

開始時間 午前9時00分

事務局 長 おはようございます。
ただいまより、平成25年度第1回農業委員会総会を開催します。
姿勢を正してください。 一同礼。

議 長 皆さん、おはようございます。
本日は、7番委員・16番委員から欠席届が出されております。
本日の出席人員は、19人で規定に達しておりますので、総会は成
立いたします。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
17番委員と18番委員にお願いします。

————— 諸般報告 —————

議 長 ただいまより、会議を開きます。
事務局より、諸般の報告1番、2番について報告を求めます。

事務局 ① 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご
報告いたします。
資料の1ページから2ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が6件、ありまし
たのでご報告いたします。

事務局 ② 報告第2号 農業生産施設届について、報告いたします。
整理番号1番の申請人は、伊佐市菱刈荒田 自治会青木元に居住さ
れているYSさん58歳であります。
申請地は、伊佐市菱刈荒田字青木元 地目は田で、地籍は546㎡の
内79.2㎡であり農地法施行規則第32条第1項農地の転用制限の
例外に基づく農業施設の届けであります。
YSさんは水田6,705㎡畑2,934㎡合計9,639㎡を耕
作されております。
現在自宅から50mの所に農業用倉庫がありますが、老朽化しさら

事務局 ② | に手狭になってきていることで今回自宅と隣接する申請地に新たに農
機具倉庫を建設しようとするもので在りますこの事については、事務
局で昨日現地調査を行いました。
その結果適切な届出あると思われる事を報告いたします。

議 長 | 報告が終わりました。
委員のみなさん、質問、ご意見等はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 | なしということですので、報告のとおり了解といたします。

————— 議案第1号 —————

議 長 | ただいまから、議案の審議にはいります。
議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決
定について、提案します。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 | 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決
定のうち所有権移転分について説明いたします。
利用権の総括表をお開きください。期間は1年から10年で面積は
田1,504,425.2㎡、畑156,826㎡の、合計1,661,
251.2㎡です。
利用権の設定する者数471人で設定を受ける者数272人です。
土地の明細に付きましては3ページから158ページの整理番号1番
から510番の通りです皆様のご審議を宜しくお願いします。

議 長 | 事務局の報告は終わりました
委員のみなさん、質問、ご意見等はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 | なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定するこ
とに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
14番委員。

14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る平成25年4月15日に、申請人MK氏に立会いもと調査いたしましたので、14番が報告いたします。
申請人は譲り渡し人SS伊佐市菱刈前目の89歳です。
請け人は伊佐市菱刈前目に居住のMKさん58歳です。
経営面積は5,034㎡で、農作業常時従事者は3人です。
今回贈与による所有権移転申請です。申請地は、伊佐市菱刈前目字都丸、田面積は、1,070㎡です。所在地は菱刈中学校から直線で約200m北側に位置しています。
現在請け人のMKさんが耕作している水田であります。
周囲の状況は、東側、南側、北側、西側は水田が連なっており日照条件もよく水路も完備されよく管理されてきました。
MKさんは、耕作意欲が有り親子3名で農業に従事されていましたが、農機具等はトラクター初め田植え機等すべて完備されました。
添付書類は、全部事項証明書、農地法第3条を規定による許可申請書、字図等全て揃って降ります、以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたします。

議 長 14番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

議 長 整理番号1番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
14番委員。

14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る平成25年4月15日に、申請人SN氏に立会いもと調査いたしました。14番が報告いたします。

申請人は譲り渡し人SN氏で実の母です、請け人は伊佐市菱刈前目に居住のSMさん61歳です。

今回贈与での面積で、4,168㎡で合計面積は5反以上の耕作をされておられます、農作業常時従事者は2人です。贈与による所有権移転申請です。

申請地は伊佐市菱刈川北字樋之口他3筆です。

地目は3筆田で、1筆は、畑面積は合計4,168㎡です。

所在地は菱刈中学校の周辺に点在しております。

現在請け人のSMさん夫婦が耕作している水田であります。

周囲の状況は、圃場整備が行き届いており農業用水路、日照条件もよく管理された状態でありました。

SMさんは耕作意欲もあり夫婦で農業に従事されておられました、なお、農機具等も完備されました。

添付書類は、全部事項証明書、農地法第3条を規定による許可申請書、字図等全て揃って降ります、以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長 14番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということですので、お諮りします。</p> <p>整理番号2番について、14番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>12番委員。</p>
12番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る4月15日に、現地調査を行いましたので12番が報告いたします。</p> <p>申請人のUOさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で年齢は48歳です。</p> <p>渡人のKNさんは、大阪府堺市堺区西湊町二丁目に居住されております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈重留字柳ヶ丸、地目は田、地籍は1,761㎡で、売買によるものであります。</p> <p>請け人の経営面積は23,731㎡で取得可能な面積であります。農業従業者はUOさんが建設会社を経営している関係上建設会社の社員で通作距離は約100mで、現状は良く管理された農地です。</p> <p>経営意欲はあり農機具等は完備去れております、以上のような理由により当申請は、農地法上問題はないと思われまますので、許可相当かと思われまます。</p> <p>添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>12番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りします。</p> <p>整理番号3番について、12番委員の調査報告のとおり、許可する</p>

議	長	<p>ことに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>10番委員。</p>
10番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、10番が報告いたします。調査年月日4月15日に調査を行いました。</p> <p>請け人のBYさんは伊佐市菱刈市山に居住され渡人の伊佐市菱刈市山渡人BIさん居住され両方とも下市山に居住され双方親子関係であります。</p> <p>申請地菱刈市山字飯伏他2筆で在ります。面積田1,581㎡、畑2筆で2,640㎡でございます。</p> <p>請け人の経営面積は17,494㎡で取得可能であります。請け人の世帯の耕作従事者数は夫婦二人でございます所有権の無償譲与であります。</p> <p>調査内容は、田んぼの方は下市山集落の青木に行く道路がございます、下市山集落100円市場がございますがその西側にあたる場所でございます。</p> <p>畑の1筆は田中小学校の上でございます。</p> <p>もう1筆は自宅の西側にあります。現在の耕作者はBYさんが耕作しておられ良く管理された田んぼと畑でございます。</p> <p>請け人の理由は贈与と結う申請であり耕作意欲もあり、また、農機具等は、自分のトラクターは1台ありますが、いろんな作業は下市山集落営農作業で行っており昔から行っており15年ぐらいあります集落営農作業で下市山集落はやっておられます、そうゆうかたちで農作業、農機具はそうゆう方式すべて管理ということです。</p> <p>10番委員</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまして、許可相当と思われまして。</p> <p>添付資料として、全部事項証明書が3通付いております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。</p>

- 議 長 10番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りします。
整理番号4番について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
18番委員。
- 18番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号5番について、18番が報告いたします。
去る4月15日に、調査をいたしました。
請け人はDHさん伊佐市大口青木にお住まいであります、渡人の方は岩手県お住まいですが、元々がDHさんと一所の下青木集落の出身でありましてずっと請け人はDHが耕作をしておられます、よく管理された畑地であります。
面積は730㎡でございます。今まで小作で御座いましたけどこのさい売買によって購入し規模拡大を図るものでございます。
この岩手県に住まい名前を言いませんでしたが、非常に珍しい名前ですが、Tと読むのですが、THさんでございます。
添付書類も全て揃っているし、通作距離はDHの自宅から10mから20m範囲内ですぐ近くという場所でありまして、農地法状なんら問題は無いと判断しましたので報告させていただきます。
皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 18番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りします。

議	長	<p>整理番号5番について、18番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>12番委員。</p>
12番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る4月15日に、現地調査を行いましたので12番が報告いたします。</p> <p>申請人のKMさんは、伊佐市菱刈荒田自治会は荒田下で年齢は81歳です。</p> <p>渡人のKMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され自治会は荒田下で年齢は81歳です。これは夫婦でございまして、申請地は、伊佐市菱刈荒田字上キロで、地目は田、地積は719㎡で、贈与であります。</p> <p>請け人の経営面積は6,772㎡で取得可能な面積であります。農業従業者は一人で通作距離は自宅の直ぐそばであります。現状は良く管理された農地でありまして、経営意欲はあり農機具等は完備去れております、以上のような理由により当申請は、農地法上問題はないと思われまますので、許可相当かと思われまます。</p> <p>添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、以上で終了します。</p>
議	長	<p>12番委員の調査報告が終わりました。</p>
12番委員		<p>すいません</p>
議	長	<p>はい12番委員</p>
12番委員		<p>総会の資料の中に、耕作面積が4,266㎡となっておりまして、面積が資料の中では足りないわけですが、添付資料の中に、全部事項証明書の中に3月31日に山を畑に変えてあります。</p>

1 2 番 委 員	そのことによって耕作面積が6, 772㎡になります。その差がありまして資料が出来た後にそのことが申請されたので報告しておきます。以上です。
事 務 局	補足します。
議 長	はい補足お願いします。
事 務 局	今12番委員の方から有りましたけどもこの方が現在持ておられた農地が、4,266㎡とゆうことで、先ほどありました3月31日に山林を畑に変えて、今畑を耕作するとゆうことで、開畑とゆうことで登記山林を畑にされた面積が2反5畝程有りましてその届が4月5日に事務局の方に来られたのですが、入力を4月1日に議案書を作成している関係で、この議案書に反映しておりません耕作面積につきましては12番委員が言われた通り現耕作面積は6,772㎡ということ、後719㎡が贈与の申請ということで、今回なりますので、補足をさせていただきます。
議 長	12番委員と補足がありました委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
議 長	1番委員
1 番 委 員	山林を畑に変えて法務局は許可が出るのですか出たからあるのだとおもんですけど、私の近くの人が山を畑にしている注意したのですが、なかなか畑に申請しないしもう一人山を畑にしたらすごく喧しく言われた例が、7・8年前にあったのですが、そのところを簡単に勉強したいです。
議 長	15番委員
1 5 番 委 員	私のも相談があつて、現況を見に行つたのですよ、ないごてここが、山やったよ、ここは完全な畑です。何か川内川の改修工事の時や圃場整備の時に山でのこつていたらしいです、そこは完全な畑ですないごてここが山じゃつとかいうという所です。

議 長 これをちゃんと登記すれば畑と地目変更すれ利用目変更で、その山を変更される場合は農業委員会にどうのこうのということは無いのですから法務局が認めれば畑になると思います、ですから本人が、登記も、そう去れておられますからそこは間違い無いと思います。それで言いでしょう。

議 長 他何か質問はないでしょうか
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号6番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数6件について、6件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について提案します。

議 長 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
8委員。

8 番 委 員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について整理番号1番を15日に申請人立会いのもと私8番委員と13番委員18番委員と共に調査いたしましたので報告いたします。

申請人のNSさんお手元の資料にはNMさんというお父さんの名前が記載されておりますがもうなくなっておられて、現在はSさんの物になっております。NSさん64歳伊佐市大口原田に居住されております、

申請地は、田で伊佐市大口青木字柳田他1筆面積は合計で811㎡

8 番 委 員 | でございます。除外目的は申請人が所有経営しておられる共同住宅の
駐車場が不足しているためと言う事であります。

申請地の位置ならびに周囲の状況といたしまして、農用地外周と接
続の状況を含め西原八幡神社入口から国道447号を東に約200m
に位置しており元々は1枚の田でありましたが、土地改良の事業によ
り今の国道447号が中を通り2筆に分かれてしまった三角形の土地
で二辺が、道路1辺が排水路となっております。

除外される他の農地担い手の利用集積にも影響は無いものと思われ
ます。また、農用地保全施設への影響もありません。

申請地は土地改良事業が成されてからすでに20年あまり経ってお
ります。除外された場合申請地の農地は第2種農地の生産性の低い農
地であり、また、市街地として発展する可能性のある農地に該当する
ものと思われま。

当申請地は具体的な利用計画があり除外目的必要とされる面積を見
ても妥当であり、また、農用地区域外での代が地を検討されましたが
見つからなかったと言う事で在ります。

添付資料として全部事項証明書、字図、申請地の写真等が添付して
あります。以上のような理由により除外はやむおえないものと委員3
名は判断しました、皆様のご審議を、お願いし報告を終わります。

議 長 | 8番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 | なしということでございますので、お諮りします。

8番委員の報告のとおり、意見の決定する事に賛成の委員の挙手を
求めます。

(全員挙手)

議 長 | 全員挙手。

よって整理番号1番は意見が決定しました。

議 長 | 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決
定について、申請件数1件について、1件の意見が決定しました

議案第4号

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

13番委員。

13番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、4月15日、本人立会いのもと、8番、18番と調査を行いましたので13番が整理番号1番について報告いたします。

申請目的は4条、転用は植林申請人のNTさん62歳は伊佐市大口目丸に居住され自治会は上目丸です、申請地は伊佐市大口目丸字夫婦池、743㎡、1,089㎡の合計1,832㎡です。

地目は畑、周囲は山林化し道の壊れ農機具等の通行も出来ない状態なので今回クヌギを植林したいと申請されました。

また、全部事項証明書、事業計画書、被害防除に関する誓約書、提出されておいます。3名で協議した結果はやむおえないものと判断しましたので、審議方をよろしくお願ひします。

議長 13番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。

17番委員。

3 番 委 員	<p>現在の住宅を息子夫婦に譲り自分たちの住宅を建設する予定であるとの事でした。</p> <p>所在地は大口から菱刈方向に元国鉄線路後地の道路のJAのルミエールの100m位南側国ノ十公民館の東側に位置し東、南、北側宅地西側市道であります。</p> <p>ほとんど住宅地で道路、排水路等も良く整備され周囲に悪影響を及ぼすような事は無いと思います。</p> <p>添付資料として、全部事項証明書、被害防除計画書、字図等が添付してあり3委員で協議の結果許可相当としましたが、委員の皆様方のご審議をお願いいたします、報告をおわります。</p>
議 長	<p>3番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>3番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数3件については、意見の決定並びに許可及び諮問2件、取り下げ1件が決定しました。</p>
<p>————— 議案第5号 —————</p>	
議 長	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>10番委員。</p>
10番委員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並</p>

10番委員 びに許可及び諮問決定について整理番号1番を、10番が報告いたします、調査日は4月15日でございます、10番、17番、事務局、3名それと請け人のBYが立会いのもと調査いたしました。

請け人のBYさんは伊佐市菱刈市山に居住され渡人の伊佐市菱刈市山渡人BIさん下市山93歳の親子関係であります。

今回申請されたのは、菱刈市山字新町で畑、転用目的は、太陽パネルを設置するというかたちで申請がございました。

畑1, 224㎡は良く管理をされた畑で自宅のまあ後ろに位置する訳です。先ほど3条で、話をしましたけど自宅のすぐ後ろで良く管理をされた畑で、日当たりも朝から夕方まで畑にはそそぐようなかたちの場所でございます。

申請地はユニオンゴルフより東に約400m位行ったところであります。場所は先ほども申しましたが、BYさん宅のまあ後ろであります。資金調達については融資をされておりました。

融資証明も、添付されておられました。転用目的は、太陽発電を設置するというこで、50kを2機100kというかたちで、申請をされていらしゃいます。

周囲の状況は東側が畑で西も畑南は住宅地になっていて北側は自宅というようなかたちで、近隣地域では殆んど迷惑がかからない状況の場所であります。そうゆうかたちで、申請が今回だされたので、今回調査をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、位置図、字図、平面図等が提出されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

議 長 10番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>太陽光パネルの時は、排水について調査されるとき農地に影響に異常は無いか、水は全部流れるわけですからその辺を注意して今後は確認調査をお願いしたいと思います。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>15番委員。</p>
15番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、15番か報告をいたします。</p> <p>去る4月15日に、1番、14番、申請人のTYさん立会いのもとに共同調査を行いましたので調査について、報告もい上げますが、この件につきましては、数ヶ月前に農振地域とゆうことで、農振地域除外申請の現地調査を行いましたときに、詳細について太陽光パネルを設置する目的で、変更するというので皆様には説明を申し上げ許可を頂いたところでございます。</p> <p>結論的には、転用目的は先ほどと一緒に、太陽光パネルの設置でございます。申請人がTYさん伊佐市菱刈南浦会社員の62歳でございます。</p> <p>渡し人が、神奈川県にお住まいのTKさんこれは兄弟であります。</p> <p>所在地は伊佐市菱刈南浦字日ノ丸ですが、楠原集落菱刈南浦楠原集落のほぼ中心に位置しております現況は畑でございます。</p> <p>太陽光パネル14, 88kWの出力を計画しております、周囲の農地等に係わる営農条件への支障等は殆んど考えられませんので、設置自体には、問題ないとゆうふうに協議のうえ判断いたしました。</p> <p>なお添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、太陽光パネル設置計画出力計画、字図等全て提出されております。</p> <p>3人で協議の結果転用は、特別問題は無いのでは無いかと結論を得ましたので、皆様方のご審議方よろしく申し上げます</p>
議	長	<p>15番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>20番委員。</p>
20番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、20番が現地調査についての報告をいたします。</p> <p>去る15日に、3番委員、6番委員、20番委員で調査をしました。</p> <p>立会人として申請地の申請者であるTYの代理人司法書士のTSさんが出席しております。</p> <p>請け人は霧島市集人町真孝TYさん43歳。</p> <p>渡し人は、大口里のTTさん91歳であります。本申請は、所有権移転売買で、転用目的は周囲が宅地化され耕作が困難になったので、有料駐車場として利用したいとのことであります。車の台数は13台を予定しております。</p> <p>申請地の所在地は、大口里字八石田地目は田で、面積は333㎡であります。</p> <p>所在地は国道268号線沿いで、藤井建設さんから北へ10m位行った所で、周囲の状況は東側国道、西側宅地、南側水路・道路、北側駐車場であります、周囲に及ぼす影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、地籍図、配置図、事業計画書、被害防除計画書、残高証明書、住民票、委任状が提出されております。</p> <p>調査の結果、この申請については、3人の協議した結果適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>20番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3 番 委 員 この4番につきましたは、申請者のTさんの方が、立会いされましたが、隣接との境界がはっきりせず今回は一応保留とゆうかたちで、一応境界がはっきりした段階で、再度農業委員会の方に報告をして下さいとゆうことで、今回は保留と言うかたちで本人にしてあります。

議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
調査報告のとおり、保留とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、保留とすることに決定しました。

議 長 議案第5号については、申請件数4件について、意見並びに許可及び諮問が3件、保留1件が決定しました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
9番委員。

- 9 番 委 員 第6号 非農地証明願についてのうち整理番号1番につきまして9番が報告いたします。
- 去る4月15日、事務局、3番委員、2番委員の3名で、現地共同調査を行いました。その結果の報告をいたします。
- 申請人HKさんは、始良郡湧水町北方にお住まいで、申請地大口山野字久保畑200㎡です。
- 国道267号線沿いの大口山野尾上自治会会館より北へ400m位は入り道路左側に位置しております。
- 非農地となった原因といたしまして、農地近くの知人に貸し管理耕作しておられましたが、平成元年位から老齢になり管理去れなくなり竹等が生え山林化した事によるものです。
- 添付資料といたしまして、全部事項証明書等が提出されております。
- 調査の結果この申請について3人の意見において農地への復旧は容易で無いものと判断しました。
- 以上で非農地証明願いの報告を終わりますが、委員皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。
- 議 長 9番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りします。
9番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手、
よって整理番号1番は、証明が決定しました。
- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員。
- 20番委員 2番については、本人の手違いで今回は保留とし来月の総会にまた再提出されるとゆう事です。今回は保留でございます。

- 議 長 20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
20番委員の報告のとおり、証明は保留することに賛成の委員の挙
手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手、
よって整理番号2番は、保留が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
17番委員。
- 17番委員 非農地願について、調査の報告を申し上げます。
調査日は15日、17番私委員長として、1番委員、12番委員の
3人で調査をしでまいりました。
申請人は、伊佐市菱刈徳辺のSZさんでございます。SZさんの居
住される番地は、菱刈徳辺に居住されていらしゃいます。
調査の時には、この現地調査の説明に夫が出席して説明をしてくだ
さいました。
場所は、徳辺芦谷で、地目は、田で御座いますが、親から平成5年
度の贈与で頂いた農地でありましたが、これを以前から荒廃した農地
でありまして現在に至って、迫田でございまして現地はなかなかこれ
を再度農地に復元する事は難しいような場所で御座いました。
まず、芦谷とゆう所は、圃場整備は去れておりますが、一番奥で狭
い迫田です、東、西、南、北も山で、谷合で、現在農地としてもう2
0年以上放棄してあるもので、徒歩でようやく委員しも行って現地を
見たところです。
そうゆうことで山の中に現在もう雑木林があるとゆうふうに考えて
もらえば一番分かりやすい所で、共同調査の結果ではどうてい現時点
では農地復元は不可能であるということで、非農地と言うことで3人
の意見は一致したところです。
この件については総会の委員会の中で結論を出していただければ結
構かと思えます。

議 長 17番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
17番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手、
よって整理番号3番は、証明が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。

15番委員 第6号 非農地証明願についてのうち整理番号4番につきまして15番が、調査を行いましたので報告いたします。
調査年月日が、去る4月15日で御座いますが、15番と、1番、14番3名で、共同調査をいたしました。なお申請人は都合によって当日は立ち会いに来られませんでした。
申請人は、FKさんで、伊佐市菱刈川南にお住まいで御座いまして、IKの社長で御座います。
所在は、菱刈川南字乱橋でございまして、旧本城グランドをご存知の方は旧本城グランドからですね南の方に向かって楠原自治会、小為替自治会に抜ける道路が有るのですが、そちらに向かって旧本城グランドから約1K位、行ったところで御座いまして、旧農協の稚産飼育場が有った所で御座います。
この件に付きましたは、地目は畑で238㎡と結う事で、転用が平成2年4月1日と結う事で申請書に成っていますが、以前I農協がK農協と合併する前に資産を整理したいと結うような事で、Fさんの方がもう半ば廃虚化して荒れていた稚産飼育場並びに桑園あの辺を一括して購入去れた所です。
そこの一部稚産飼育場の近くに畑として238㎡残っている訳ですが、もう誰が見ても農地では有りません、もうコサン竹山のです正しく山と言えは山でしょうかねえ農地では無い、いつごろこんなふう

- 1 5 番 委 員 成ったのか創造も付かない現状の所で御座いました。
- 周囲の状況は、道路には囲まれています。東側、南側、北側は道路で、西側が雑木林に成っているという事で、そのような事で、Fさん自身も非常に遊休農地として放置去れていた農地を、土建業者を頼んで、一部は農地にして有効利用を去れるような事を実際やってもらいます。
- ただ今回申請だった所は、当然の事ながら非農地として何らかの処分をしなければ成らないといけないような当然な申請で有ると判断しました。
- 3人で協議もしましたが、特別問題はこの申請について問題は無いのでは無いかとゆう結論に達しましたので、皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議 長 1 5 番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1 5 番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手、
よって整理番号4番は、証明が決定しました。
- 議 長 議案第6号 非農地証明願は、4件申請のうち証明許可3件、決定保留1件が決定しました。
- 議案第7号 —————
- 議 長 議案7号 農業委員会が定める別段の面積下限面積改正農地法第3条代2項第5号の決定について事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 例年お願いしております、議案7号農業委員会が定める別段の面積いわゆる下限面積の決定について、お願いしたいと思います。
- 下限面積の設定につきましては、現行の都道府県知事に代わりまして、農業委員会が、別段の面積を定めることが出来るとゆうふうになって

事務局	<p>おります。</p> <p>昨年は農業者を守る、農地を守るという観点から50アールと言う事で、定めさせて頂きました。今年についていいかが取り扱ったらよろしいか、ご協議をお願いしたいと思います、よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>今説明が有ったとおり去年も審議したわけですが、下限面積を低くして、農地の移動が用意になるようにした方が良いのではないかと意見も有るわけですが、あんまりそうしたら結局今集めよう集めようと言っている、規模拡大という事と言っている時代にあまりじゃないかと言う意見もあります。それぞれ委員の皆様の意見を述べて一番いい方向で決定して行きたいと思いますので、意見をどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>意見は有りませんか。</p> <p>現在の通り50アールでいいのではないかと言う意見、40アールでどうかと言うゆうようなところ</p>
17番委員	はい
議長	はい17番委員
17番委員	私は現在伊佐の地では50アールが一番適しているのではないかと私個人では思います。
議長	<p>他、今K委員の方では、伊佐としては50アール、五反で丁度、5,000㎡で良いのではないかと意見が出ましたが、他に意見お持ちの方はおられませんか。</p>
番委員	はい
議長	はいどうぞ
15番委員	<p>前回は話し合いの時に、私はちょっと勘違いかもしれませんが、もし下限面積を下回る場合でもその状況によっては再度話し合いをしてはどうか、とゆうことを付帯事項として話し合いをしたような気がす</p>

- 1 5 番 委 員 議 長
- るのですが、そうゆうやり方でも最低5反歩と言うことでは、私は良いのではないかなと。
- 今15番委員の方から昨年のお話し合いの中で5反以下の方が、如何しても農業をしたい、菜園でもやって行きたいと言うことで、それは許可できるようにしたら良いのではないかと話し合いが、あつてそうしようと話が出たという事です。その辺の意見も有るのですが、どうですかねえ、
- 1 9 番 委 員 議 長
- はいよいですか
- はいどうぞ
- 1 9 番 委 員 議 長
- 私が相談を受けた件ですけど、近くの高齢者からですね水田を2反歩ほど引き受ける形で購入したんだけど地目、名面がなおらないとそれが出来ないと相談を受けたのですよ。
- そこで、ここに聞いたら五反歩と言うことで当然出来なかったわけですけど、そうゆう方もいらしやると、ゆうことも中には知って欲しいなとゆう気持ちで聞いてみたところでした。
- 1 7 番 委 員 議 長
- はい
- はいどうぞ
- 1 7 番 委 員 議 長
- 私も今そうゆう事例もあり。でもそのやり方ですよ、まあ簡単に言えば利用権設定をしながらその20アールを購入したいと思われる方は、それ軸として利用権設定を5反歩以上に成るような感覚で、ただ2反歩を持って農業経営は難しいと思いますので、やはりそこは利用権設定などで50アール以上を持って、農業従事者となり経営拡大をして行けば、非農地問題等も出てこないと思うことです。
- 私は自分のその考えを正すようであります50アール当たりが妥当じゃないが、と思うところです。
- 1 7 番 委 員 議 長
- 17番委員のK委員の言われるように、19番委員の言われるとおりそれぞれ、私なんかも自分の周りにもその贈与を受けた、それも1反位しか無いのですよね、その贈与を受けて名義の変更が出来ないと

議	長	<p>言う事が有るのです。</p> <p>そうかと言ってまた借りてまで他に農業をしたいとは思わんと、けっきょく農業経営では無いのです自己保有米を作る為に何とか1反歩位何とか作って行きたいという方もいらしますが。</p> <p>そんな方がどれほどいらしやるかそれは難しいし分からないですけど、それを全部許して行くような方向でいけるように緩めて行くような方と色々あるのですが、やっぱり農業経営をして行く為にはどれだけの面積が必要かと言う事で、せめて50アールは無かったら農業経営とはならないのでは無いかと50アールでも現在は成り立たないのですけど施設園芸でもされれば、話は別ですが、水稻を作って50アールで、やっていくということは非常に厳しいわけですね、経営は出来ないと言う事ですね、その辺を基準に考えていく必要が、あるのではないかと私も思います。</p>
1 番 委 員		はい
議	長	はいどうぞ
1 番 委 員		<p>これはあのう増反するということではなくて、実際にあった私の頼まれた例であってちょうど土地改良が始まった時に土地改良が割り振りしました、換地する時にその時に1つの田の中に人の物が2畝とか少々入っていて全然本人は知らなくて換地する時に時分の内の物だと思ってもう20年以上耕作されていました。</p> <p>そうしたら母親が亡くなって書類整理したらとある人の所に2畝入っていたとその人に、どうしても買ってくれと言われて相談を受けて行きました所今日中に10アール見つからないと日曜日に話し合いをするからと言うことで、内の畑を貸している人にわざわざ夕べ説得に行って一応解約して返してもらう話をして、内に帰ったところ電話が来て、もう夫婦2人4反歩有るからわざわざお金出して飼う必要はない、これは土地改良のミスであると言う事で、わざわざ土手を作って2畝別々にする必要はないとゆう話が有った物ですからここで、提案したいのはそうゆう特例の場合は、こうゆうところで、審議して4反分しか無くても相手方が買ってくれて言った場合換地の時に大きなミスだったから話し合いをして特例として、認めていただきたいと言う事を提案いたします。</p>

議 長	今言われる特例として、そういう意見が出たときは農業委員会で審議してそれはしかたから、認めてやっても好いじゃないかと言う事が、農地法で出来れば、それはやっていけば一番スムーズに応用が効くと思うのですが、ちょっと勉強をしてくれないですか、事務局
事 務 局	いいでしょうか、
議 長	はいどうぞ
事 務 局	農地法の関連から話をさせて頂きたいのです、改正農地法が平成21年度に有りまして農地を財産と見るのでは無くて日本の自給率を上げるための道具として見なさいと言う事が根本的な法改正農地であります。
事 務 局	その為に今言われたれた贈与に対しても伊佐市の場合は、各市町村で、農業委員会で、別途定めて有るのですが、伊佐市の場合は下限面積5反歩、5反歩以上が、経営が出来ると言う事ですね、今までの方が、申請が有った方贈与のあった財産と5反歩無いと出せないよと事務局の方もお断りしております、もしお亡くなりなって相続と成れば権利の問題ですので相続権と言う事で農地法から外れてしまうので相続の方で願いますか、それでもどうしてもある特定の後継者の方に渡したいのであれば遺言書の方お公正役場を入れてして下さいとゆうふうに事務局の方からは案内しています。
	それによって5反歩、4反歩、3反歩という話がありますが事務局の方といたしましても出来ればその面積で、その人がどうゆう経営をしているか事務局も申請の時点では判断がしかねますので、事務局の方も申請があつて4反歩しか無ければ、5反歩無ければ出来ないのですよねと今まで話しておりました。
	その関係で判断材料的としてもちょっと難しい事務局の方でも判断が難しいとなると、委員さんの方に4反歩しか農地が無いのですが調査をしていただけませんかと言う形でなで掛けていく事にもなりかねますので、その辺も含めたかたちでご審議いただければと思います、以上です。
議 長	委員会で認めた場合5反歩、4反歩、3反歩でもいいですが、せめて50アールは無かったら農業経営とは成らないので、50アールでも現在は成り立たないのですだから、そこはしっかり調査して今年は、

議	長	<p>5反歩以上ということで、決定していくとゆうような方向で、やっ て行く方向できめとたらどうでしょうか。</p> <p>(はいという声多数あり。)</p>
議	長	<p>伊佐市は、下限面積を現行のまま原則として、50アールとする、 これで良いという方は、挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>賛成多数でございます。</p> <p>議案第7号 農業委員会が定める別段の面積(下限面積)〔改正農地 法第3条第2項第5号〕の決定については、伊佐市農業委員会が定め る下限面積は、50アールとすることにいたします。</p>
議	長	<p>以上をもちまして、議案の採決を終了いたします。</p>
議	長	<p>月例報告、その他に、はいます。</p>
事 務 局	局	<p>月例報告書により報告です。</p> <p>4月分の月例報告です15日を中心に現地調査をやって頂きまし た。</p> <p>本日19日が第1回目の農業委員会の総会でございます。</p> <p>26日が4月の定例常任会議員会議でございます。</p> <p>5月の行事予定ですが、15日は現地調査の予定です。</p> <p>20日が第2回目の農業委員会の総会になります。</p> <p>24日が5月の定例常任会議員会議になります。</p> <p>以上です</p>
議	長	<p>その他で委員の皆様意見はないですか。</p> <p>なかったら私の方から1つお願いしておきます。</p> <p>全国農業新聞を委員さんの中でまだ取ってない方もいらしやるよう です。ですからぜひ取ってください。自分が取らなくて人に勧める訳 にも行かないと思いますのでその辺はよろしくお願ひします</p> <p>それから、年金等もいつも言うとおりに早く聞いておればよかったと 言われないうにわれわれは情報を提供していきたいと思ひますの で、情報提供はよろしくお願ひします。</p>

事務局 長

これで、平成25年度第1回農業委員会総会を終了いたします。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時15分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員

17番委員

伊佐市農業委員

18番委員